



島根県報

平成25年10月15日（火）

号外 第 152 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（ ” ” ） 3

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく次の権限

(ア) 犬猫等販売業者に対して、指定期間内に獣医師による検案を受け、当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

(イ) 多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある一定の事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(ウ) 犬又は猫の引取り等に際して、生殖を不能にする手術その他の措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うこと。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づく次の権限

第二種動物取扱業の届出に必要と認められる書類の提出を求めること。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第71号）

1 規則の概要

(1) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、犬猫等販売業開始届出書、犬猫等販売業廃止届出書、犬猫等販売業者定期報告届出書、第二種動物取扱業届出書、第二種動物取扱業変更届出書、飼養施設廃止届出書及び第二種動物取扱業者の廃業等届出書を受理すること。（別表第5関係）

(2) その他法令改正に伴う所要の改正

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律の項第1号及び第2号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第3号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項中第15号を第17号とし、同項第14号中「第35条第3項」を「第35条第5項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「第35条第1項」を「第35条第2項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同項第10号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第10号とし、同号の次に

次の1号を加える。

11 第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 第22条の6第3項の規定により、指定期間内に獣医師による検案を受け、当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律の項に次の1号を加える。

18 第37条第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項第3号中「より、」の次に「第一種動物取扱業者に」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 第10条の6第3項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。

別表保健所の部島根県動物の愛護及び管理に関する条例の項第1号及び第7号中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第71号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄の(2)及び(3)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同欄の(4)中「又は飼養施設設置届出書」を「飼養施設設置届出書又は犬猫等販売業開始届出書」に改め、同欄の(5)中「動物取扱業変更届出書」を「第一種動物取扱業変更届出書」に改め、同欄中(24)を(30)とし、(18)から(23)までを(24)から(29)までとし、同欄の(17)中「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に改め、同欄中(17)を(23)とし、同欄の(16)中「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に改め、同欄中(16)を(22)とし、同欄の(15)中「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に改め、同欄中(15)を(21)とし、同欄の(14)中「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に改め、同欄中(14)を(20)とし、(9)から(13)までを(15)から(19)までとし、同欄の(8)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同欄中(8)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) 法第22条の6第2項の規定により、犬猫等販売業者定期報告届出書を受理すること。

(11) 法第24条の2の規定により、第二種動物取扱業届出書を受理すること。

(12) 法第24条の3第1項の規定により、第二種動物取扱業変更届出書を受理すること。

(13) 法第24条の3第2項の規定により、第二種動物取扱業変更届出書又は飼養施設廃止届出書を受理すること。

(14) 法第24条の4において準用する法第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）の規定により、第二種動物取扱業者の廃業等届出書を受理すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄の(7)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同欄中(7)を(8)とし、同欄の(6)中「廃業等の届出」を「第一種動物取扱業者の廃業等届出書」に改め、同欄中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第14条第3項の規定により、犬猫等販売業廃止届出書を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。